

## 沖縄県しまくとうば普及功労者表彰要綱

平成 28 年 7 月 26 日  
文化観光スポーツ部長決裁  
令和 2 年 8 月 25 日 改正  
令和 5 年 6 月 29 日 改正

### 1 趣旨

地域における「しまくとうば」の普及に功績のあった個人、団体及び法人に対して、その功績をたたえ沖縄県知事（以下「知事」という。）が表彰する。

### 2 表彰の時期

毎年「しまくとうばの日」が属する 9 月に表彰を行う。ただし、やむを得ない事情のある場合は表彰の時期を移動することが出来ることとする。

### 3 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する個人、団体又は法人

- (1) 多年にわたり「しまくとうば」の普及に尽力し、功績が顕著な個人、団体又は法人
- (2) 「しまくとうば」の普及について、積極的に協力、又は先進的な取り組みを実施し顕著な功績があり、他の模範となる個人、団体又は法人

### 4 被表彰者数

個人、団体又は法人あわせて毎年 10 人（団体）程度とする。

### 5 被表彰者の推薦

被表彰者の推薦は別に定める沖縄県しまくとうば普及功労者表彰候補者推薦要領により、市町村及び関係機関が行う。

### 6 沖縄県しまくとうば普及功労者表彰に係る選考委員会の設置

被表彰者の決定は、上記 5 により推薦された者を審査するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 7 委員会の構成

委員長には文化観光スポーツ部長を、副委員長には文化スポーツ統括監を、委員は文化振興課長、観光政策課長、教育庁義務教育課長、しまくとうば普及推進室長で構成する。

### 8 表彰の方法

県知事表彰状を授与する。

### 9 附則

この要綱は、令和 2 年度の表彰から適用する。

この要綱は、令和 5 年度の表彰から適用する。